

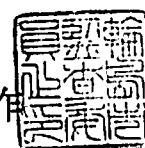
輪島市監査公表第24号

輪島市長より、平成23年10月31日付発輪監査第141号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年10月29日

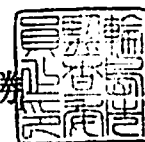
輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発教文第150号

平成24年10月24日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小橋 明



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 文 化 課
監査執行年月日 平成23年10月20日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○備品台帳について 黒島天領北前船資料館及び角海家の備品台帳と現物との確認をしていたきたい。</p>	<p>北前船資料館においては、備品台帳と現物との確認を行いました。</p> <p>角海家については、建物と同時に寄贈された収蔵物が膨大であったことから、備品台帳はまだ整備できておりません。今後も収蔵物の整理・確認を行いつつ、備品台帳を整備して参ります。</p>	<p>措置方針等</p>